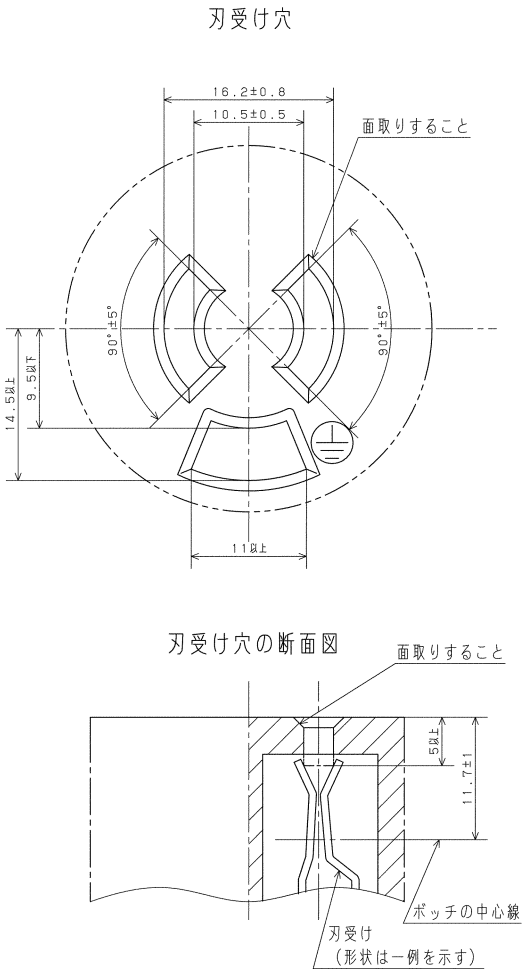
図4

（単位ｍｍ）

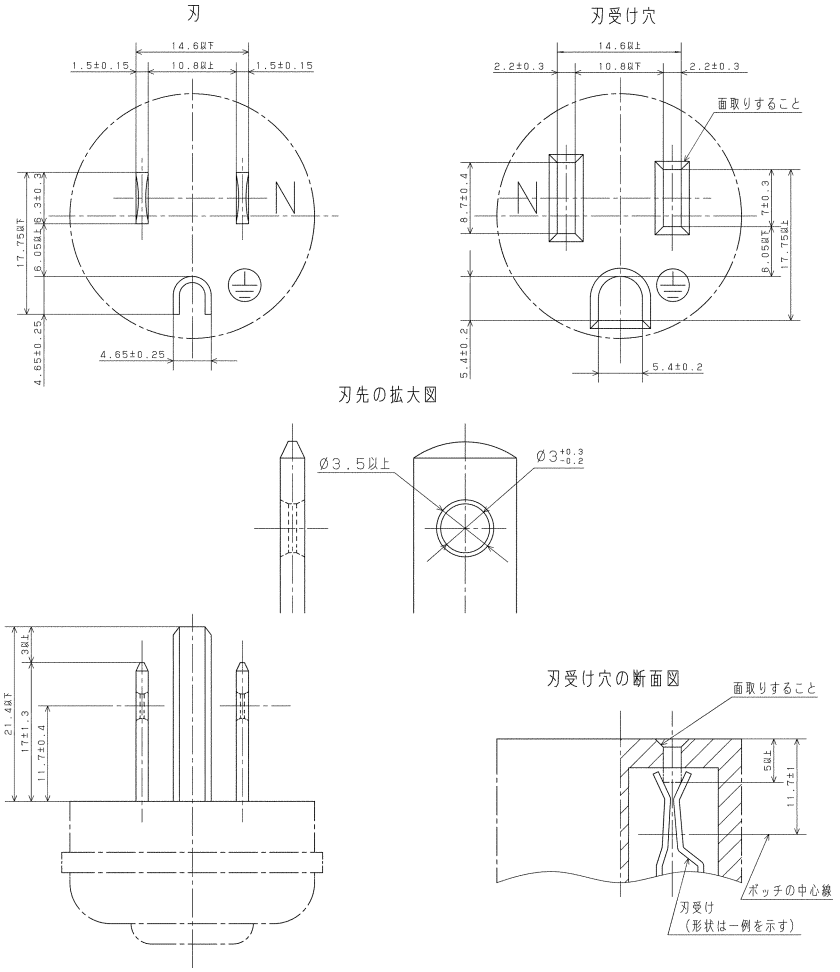


（備考）１　接地極にあっては、11.7±1の数値及び5以上とある規定は、適用しない。

２　⏚の記号は、接地極を表す。

図5

（単位ｍｍ）



（備考）１　極性の区別を有しないものにあっては、刃受け穴は7mm±0.3mmとする。

２　刃受けにボッチを有しないものにあっては、11.7±1の数値は、適用しない。

３　接地極の刃は、直径4.65mm±0.25mmの丸棒にすることを妨げない。

４　Nの記号は、接地側の電線の接続される極を表し、⏚の記号は、接地極を表す。

５　接地極にあっては、11.7±1の数値及び5以上とある規定は、適用しない。